

条 例

議会の議決を経た「千曲市附属機関設置条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年12月26日

千曲市長

小川 修 一

千曲市条例第37号

千曲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

千曲市附属機関設置条例（令和5年千曲市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

千曲市下水道使用料等審議会	下水道使用料等に関し、必要な事項を調査及び審議すること。	15人以内	2年
---------------	------------------------------	-------	----

」を

「

千曲市下水道使用料等審議会	下水道使用料等に関し、必要な事項を調査及び審議すること。	15人以内	2年
戸倉上山田地区かわまちづくり推進協議会	戸倉上山田地区かわまちづくり計画を推進するために、計画の点検及び協議を行うこと。	15人以内	2年

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。